

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
日印・官民防衛産業フォーラム（ドローン・ミニエクスポ）の会場準備役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	R8.2.2	株式会社ティーケー ビー 東京都新宿区市谷八 幡町8番地	7010001105955	本件を提供可能な者は、該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	3,755,400	3,755,400	100.0%					62336
03式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上の性能確認試験（第1次発射試験）に関する試験支援作業 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	R8.2.4	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内 2-7-3	4010001008772	03式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上の試作の成果を継承し、当該調達に必要となる知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示への応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。	2,967,486,800	-					07国-43
保全情報の区分化作業マニュアル策定のための調査検討役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	R8.2.5	A. T. カーニー株式会社 東京都港区赤坂9丁目 7番1号ミッドタウン・ タワー23階	4010401004058	国際共同開発においてSCGに関する知見を有し、SCGに基づく保全措置に係る検討・調整等の業務に従事した実績が必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	22,000,000	22,000,000	100.0%					70342
e-ラーニングソフトウェア他1品目 2式他	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	R8.2.6	リコージャパン株式会社 東京都大田区中馬込 1丁目3番6号	1010001110829	競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	11,724,900	11,715,000	99.9%					62354
小型キャパシタの電磁加速装置への適用に関する検討役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	R8.2.12	株式会社日本製鋼所 東京都品川区大崎1 丁目11番1号	5010701019531	本件の実施に必要な電磁加速装置全体における機器間の接続や調整及び要求される電磁加速装置用電源の機能、性能に関する知識が必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。	398,255,000	-					70348
艦艇の情報処理システムの代替CPUに関する検討役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	R8.2.13	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原 区上小田中4丁目1 番1号	1020001071491	艦艇の情報処理システムであるOYX-1に関する知見、艦艇の情報処理システムを設計・開発する能力が必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。	5,280,000	-					62361
SDR CARD（衛星模擬ソフト含む）他1品目 1式他	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	R8.2.13	株式会社アムテックス 東京都世田谷区経堂 5丁目20番16号	4010901000754	米国SPIRENT Communication社の当該製品の日本国内における販売権を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	165,715,000	164,062,800	99.0%					77103

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
燃焼試験に係る役務作業 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	RS. 2. 17	三菱重工株式会社 東京都千代田区丸の内 3丁目2番3号	8010401050387	地上実証用デュアルモード・スクラムジェットエンジンの構造、機能及び性能に関する知識、地上実証用デュアルモード・スクラムジェットエンジン専用試験装置の構造、機能及び性能に関する知識、極超音速風洞試験器材の構造、機能及び性能に関する知識、RJTTFでのSFJ試験に必要な技術、設備等が必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。	843,920,000	-					77105
次期警戒管制レーダ装置等の設置調整作業(3) 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	RS. 2. 17	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内 2丁目7番3号	4010001008772	次期警戒管制レーダ装置の機能・性能及び接続等に関する専門的知識が必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。	445,170,000	-					77106
潜水艦発射型誘導弾の性能確認試験に関する試験器材搭載検討作業(その1) 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	RS. 2. 24	三菱重工株式会社 東京都千代田区丸の内 3丁目2番3号	8010401050387	競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。	52,580,000	-					07国-48
意思決定迅速化実験装置の研究試作に基づく防衛用マルチAIエージェントによるAI幕僚能力獲得の研究 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	RS. 2. 24	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区 上小田中4丁目1番1号	1020001071491	意思決定迅速化実験装置の設計、製造に関する知識及び技術が必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。	1,280,419,800	-					07国-49
無人水陸両用車(予備品)の製造 1式	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	RS. 2. 26	三菱重工株式会社 東京都千代田区丸の内 3丁目2番3号	8010401050387	無人水陸両用車の機能、性能及び構造に関する知識及び製造技術が必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。	1,361,030,000	-					07国-50
SM-3ブロックII品質管理体制審査支援役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房 会計官付経理室長 中村 恵一 東京都新宿区市谷本 村町5-1	RS. 2. 27	公益財団法人防衛基盤整備協会 東京都新宿区四谷本 塩町15-9	2011105005402	本件を提供可能な者は、該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	57,929,300	56,945,350	98.3%		公財	国所管	1	07国-51

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。  
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。